



孤独・孤立<sup>対策</sup>  
官民連携プラットフォーム

# 孤独・孤立対策について

令和5年7月27日（木）

内閣官房 孤独・孤立対策担当室長 山本 麻里

# 孤独・孤立対策

## 背景

- 社会環境の変化により人と人との「つながり」が希薄化し、コロナ禍により**孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化**  
※ 我が国は、社会関係資本に関連する指標（社会的支援（困った時にいつでも頼れる友人や親戚はいるか）等）がG7の中で下位に位置する（国連「世界幸福度報告」）
- 今後、**単身世帯や単身高齢世帯の増加**が見込まれる中、**孤独・孤立の問題の深刻化**が懸念  
→ コロナ禍が収束したとしても、社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施

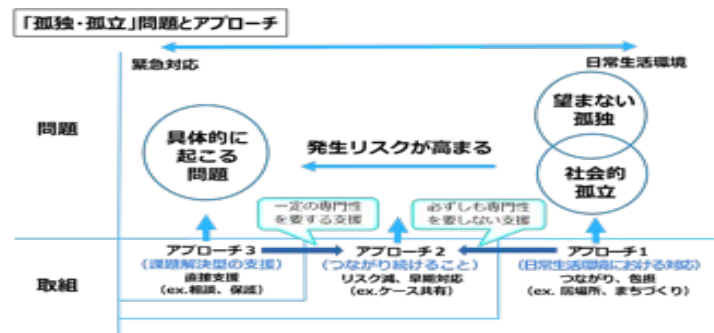
## 孤独・孤立対策

### <基本理念>

- (1) **人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に、社会全体**で対応（孤独・孤立対策はすべての国民が対象）
- (2) **当事者や家族等の立場**に立って、施策を推進
- (3) 当事者や家族等が信頼できる人と**対等につながり**、人と人との「つながり」を**実感**できる施策を推進（ウェルビーイングの向上、社会関係資本の充実も）  
**社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点**を入れ、人と人との「つながり」をそれぞれの**選択の下で緩やかに築ける社会環境**づくり  
→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

### <基本方針> → **具体的施策は重点計画に記載**

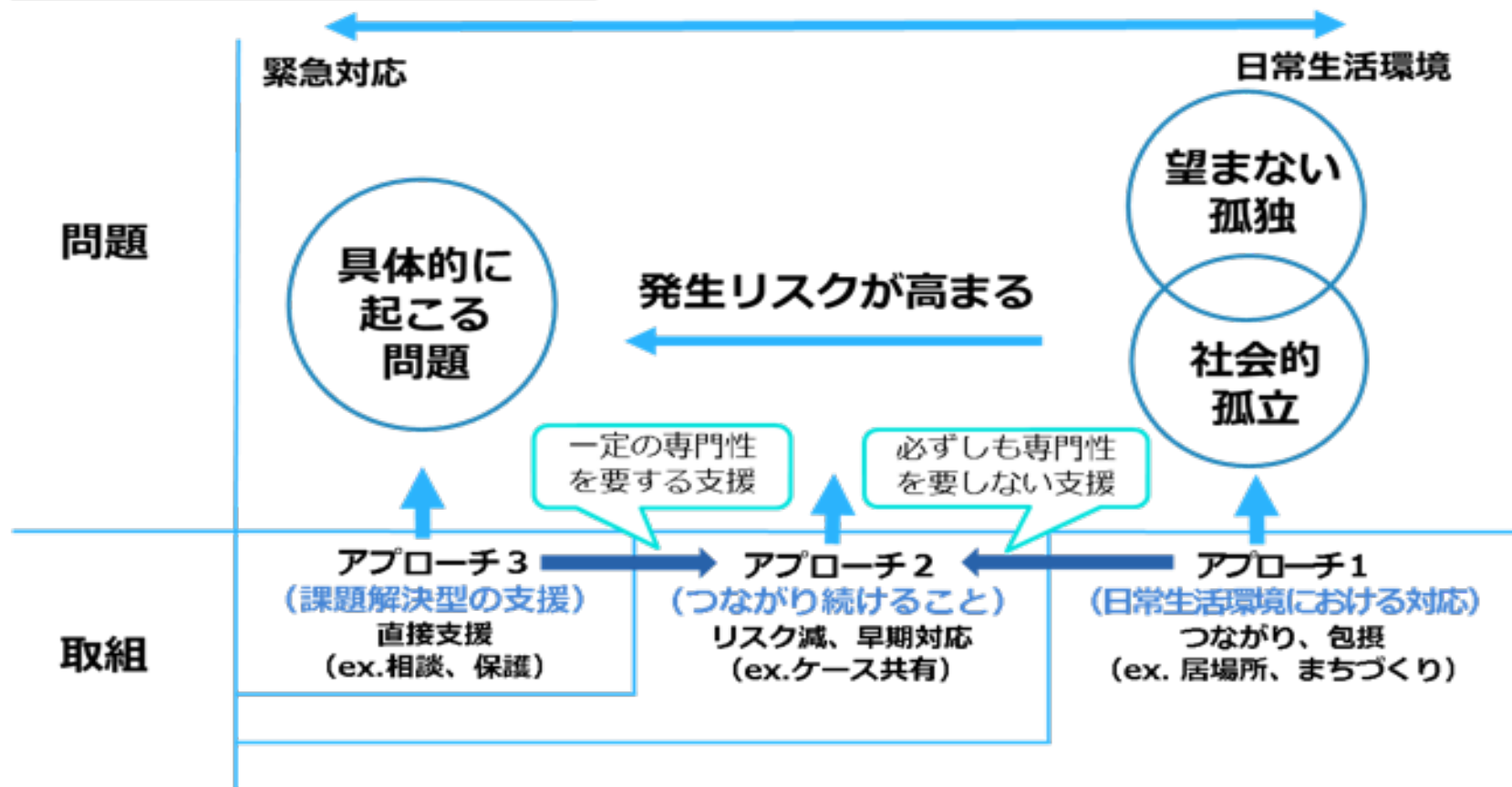
- (1) **孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会**とする
  - ① 孤独・孤立の実態把握、「予防」の観点からの施策を推進
  - ② 支援情報の発信（ウェブサイト等）
  - ③ 声を上げやすい・声をかけやすい環境整備
- (2) 状況に合わせた切れ目のない**相談支援**につなげる
  - ① 相談支援体制の整備（「孤独・孤立相談ダイヤル」試行等）
  - ② 人材育成等の支援
- (3) **見守り・交流の場や居場所を確保、人と人との「つながり」を実感できる地域づくり**
  - ① 居場所の確保（日常の様々な分野で緩やかな「つながり」を築ける多様な「居場所」づくり等）
  - ② アウトリーチ型支援
  - ③ 「社会的処方」の活用
  - ④ 地域における包括的支援体制
- (4) **孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動を支援、官・民・NPO等の連携を強化**
  - ① NPO等の活動への支援（各年度継続的に支援）
  - ② NPO等との対話の推進
  - ③ 連携の基盤となるプラットフォームの形成（国・地方の官民連携プラットフォーム）
  - ④ 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備



「孤独・孤立対策の重点計画」で、政府が今後重点的に取り組む具体的施策をとりまとめ、毎年度を基本としつつ必要に応じて、重点計画全般の見直しを検討。

⇒ 孤独・孤立対策を本格実施の段階へ進めていくため、国・地方公共団体における安定的・継続的な推進体制等に係る法整備を行う

# 「孤独・孤立」問題とアプローチ



# 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和4年）

## 調査結果のポイント

内閣官房孤独・孤立対策担当室

### 調査の背景

- 顕在化・深刻化している孤独・孤立の問題に政府として対応するため、令和3年2月より、孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、政府一体となって孤独・孤立対策を推進
- 施策の推進に当たり、孤独・孤立の実態を的確に把握するため、
  - ・ 令和3年12月に政府初となる孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施し、令和4年4月に公表
  - ・ 今回は2回目の調査

### 調査の実施概要

正式名称	人々のつながりに関する基礎調査
調査目的	我が国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省における関連行政諸施策の基礎資料を得ること
調査の根拠法令	統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査
調査対象	全国の満16歳以上の個人：2万人（無作為抽出による）
調査方法	内閣官房から調査対象者あてに調査書類を郵送。調査対象者はオンライン又は郵送により回答（※調査は株式会社サーベイリサーチセンターに委託して実施）
調査期日	令和4年12月1日（調査への回答期限：令和5年1月18日）
調査事項	孤独や孤立に関する事項、年齢、性別等の属性事項等（全29問）
回答数	調査書類の配布数：20000件 有効回答数：11218件（有効回答率56.1%）
結果公表	令和5年3月31日※

※調査結果は内閣官房孤独・孤立対策担当室WEBサイト（[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodoku\\_koritsu\\_taisaku/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodoku_koritsu_taisaku/index.html)）及び政府統計ポータルサイト（<https://www.e-stat.go.jp/>）に掲載

## 孤独の把握方法、孤独の状況

- **孤独という主観的な感情をよりの確に把握**するため、この調査では**2種類の設問を採用**。

### ①直接質問

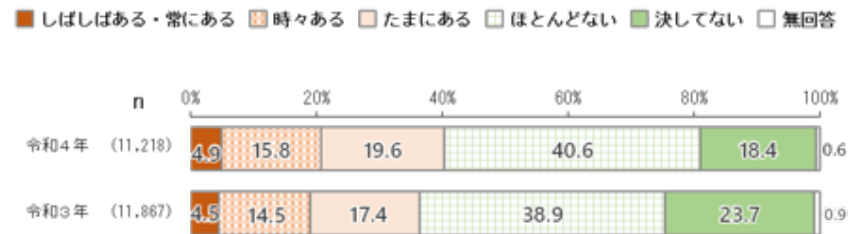
- 直接的に孤独感を質問。直接質問の結果、**孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は4.9%、「時々ある」が15.8%、「たまにある」が19.6%**であった。一方で孤独感が「ほとんどない」と回答した人は40.6%、「決してない」が18.4%であった。
- 令和3年調査と比較すると、孤独感が「時々ある」、「たまにある」及び「ほとんどない」の割合が拡大し、「決してない」の割合が縮小※。

(以上、図1)

【図1】孤独の状況（直接質問）－令和4年、令和3年

あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。

- |          |               |
|----------|---------------|
| 1 決してない  | 4 時々ある        |
| 2 ほとんどない | 5 しばしばある・常にある |
| 3 たまにある  |               |



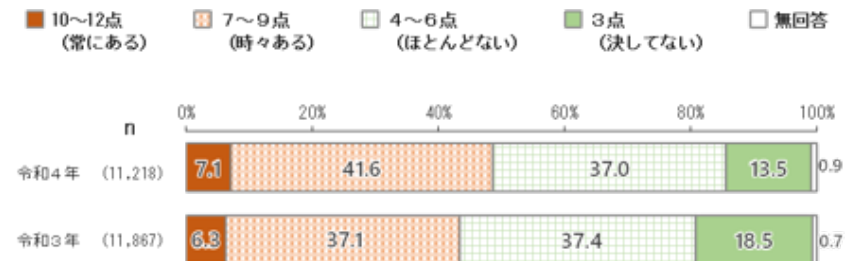
### ②間接質問

- 孤独という主観的な感情を間接的な質問により数値的に測定する「UCLA孤独感尺度」に基づく質問。3つの設問への回答を点数化し、その合計スコア(本調査では最低点3点～最高点12点)が高いほど孤独感が高いと評価。間接質問の結果、**合計スコアが「10～12点」の人が7.1%、「7～9点」の人が41.6%**であった。一方で「4～6点」の人が37.0%、「3点」の人が13.5%であった。
- 令和3年調査と比較すると、合計スコアが「10～12点」及び「7～9点」の割合が拡大し、「3点」の割合が縮小※。(以上、図2)

【図2】孤独の状況（間接質問）－令和4年、令和3年

- ①あなたは、自分には人とのつきあいが無いと感じることがありますか。
- ②あなたは、自分は取り残されていると感じることがありますか。
- ③あなたは、自分は他の人たちから孤立していると感じることがありますか。

- |          |        |
|----------|--------|
| 1 決してない  | 3 時々ある |
| 2 ほとんどない | 4 常にある |



(参考)UCLA孤独感尺度

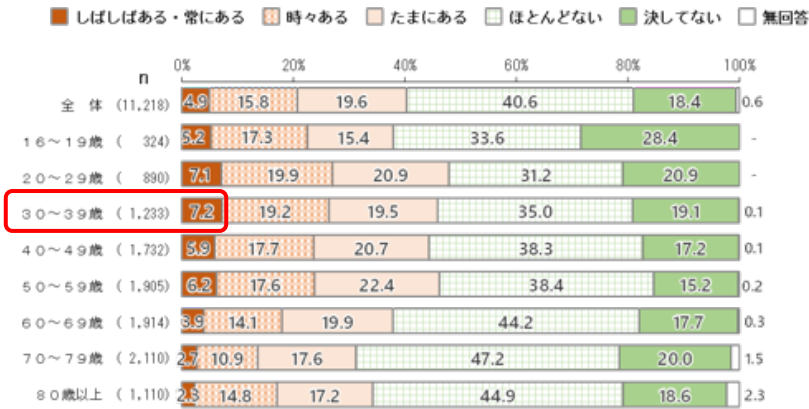
カリフォルニア大学ロサンゼルス校(UCLA)の研究者が孤独という主観的な感情を間接的な質問により数値的に測定しようと考案したもの。本調査では上記の3項目の設問について、それぞれ4つの回答選択肢(4件法)を設定。「決してない」を1点、「ほとんどない」を2点、「時々ある」を3点、「常にある」を4点とし、その合計スコアにより孤独感の高さを測定。

※ 令和3年調査結果との比較においては、比率の差の検定を行い、統計学的に有意差(信頼度95%)が認められる場合にのみ、縮小や拡大等を記載。

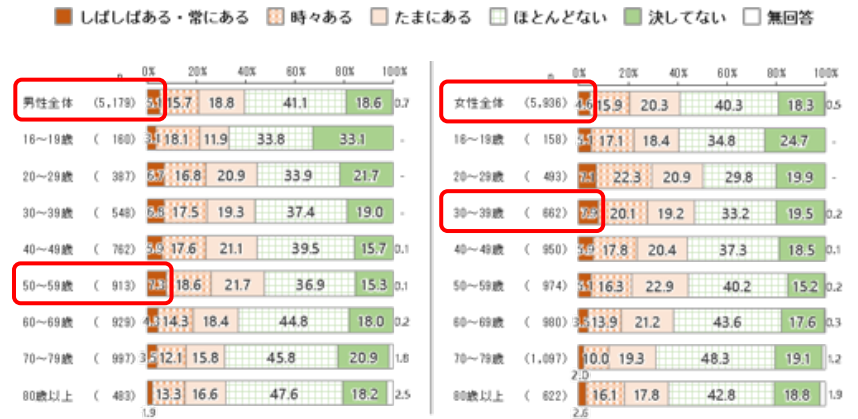
## 孤独の状況（年齢階級別、男女別の孤独感）

- 孤独感を年齢階級別にみると、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合が最も高いのは、30歳代で7.2%となっている。一方、その割合が最も低いのは、80歳以上で2.3%となっている（図3）。
- 孤独感を男女別にみると、男性が5.1%、女性が4.6%となっている。男女、年齢階級別にみると、その割合が最も高いのは、男性は50歳代で7.3%、女性は30歳代で7.9%となっている（図4）。

【図3】年齢階級別孤独感



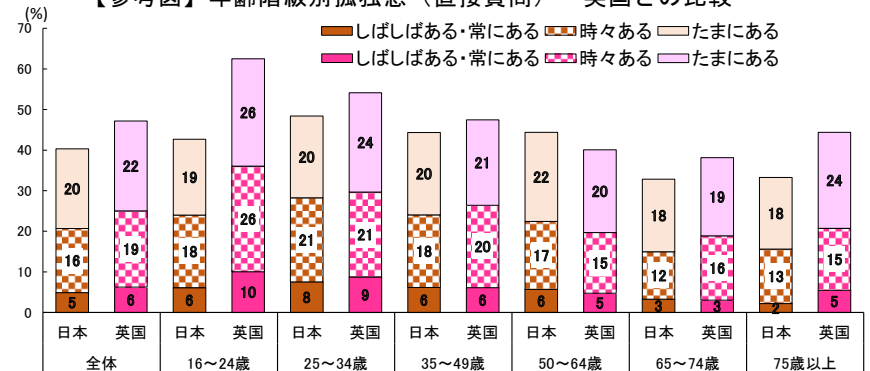
【図4】男女、年齢階級別孤独感



### 【参考掲載】英国政府の統計調査 (Community Life Survey 2021/22) 結果

- 英国調査の直接質問では、孤独感が「しばしばある・常にある」は6%、「時々ある」が19%、「たまにある」が22%という結果が公表されている。
- 年齢階級別にみると、16~24歳の年齢階級で孤独感(直接質問)が高くなっている。

【参考図】年齢階級別孤独感（直接質問）－英国との比較

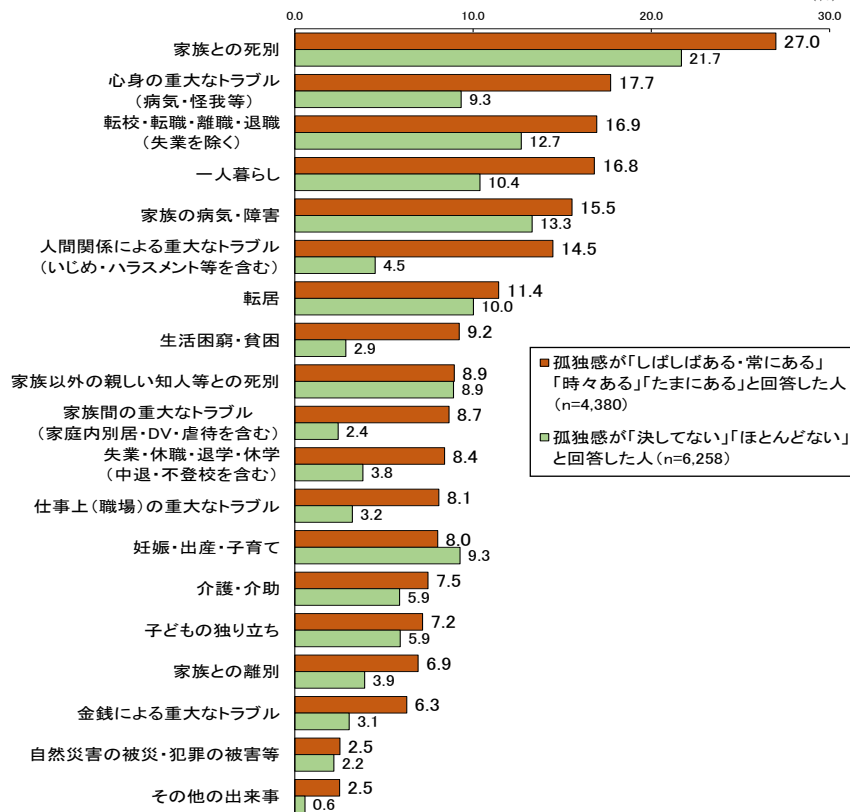


※英国との比較のため、年齢階級及び表章単位は英国の調査に合わせている。  
 ※調査方法等が異なるため、比較には注意が必要である。

## 孤独の状況（現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事）

- 現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事をみると、孤独感が「しばしばある・常にある」、「時々ある」又は「たまにある」と回答した人（孤独を感じる頻度が比較的高い人）では、「家族との死別」を回答した割合が27.0%と最も高く、次いで、「心身の重大なトラブル（病気・怪我等）」（17.7%）、「転校・転職・離職・退職（失業を除く）」（16.9%）などとなっている（図5）。
- これを、孤独感が「決してない」又は「ほとんどない」と回答した人が現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事の回答割合と比べると、差が最も大きい出来事は「人間関係による重大なトラブル（いじめ・ハラスメント等を含む）」であり、次いで、「心身の重大なトラブル（病気・怪我等）」、「一人暮らし」などとなっている（図6）。

【図5】現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事（複数回答）



※孤独感が「しばしばある・常にある」、「時々ある」又は「たまにある」と回答した人の無回答(20.6%)、「決してない」又は「ほとんどない」と回答した人の無回答(47.5%)は、グラフから省略している。

【図6】現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事に関する回答割合の差（上位10項目）

順位	出来事	回答割合の差(ポイント)
1	人間関係による重大なトラブル (いじめ・ハラスメント等を含む)	10.0
2	心身の重大なトラブル(病気・怪我等)	8.4
3	一人暮らし	6.4
4	生活困窮・貧困	6.3
4	家族間の重大なトラブル (家庭内別居・DV・虐待を含む)	6.3
6	家族との死別	5.3
7	仕事上(職場)の重大なトラブル	4.9
8	失業・休職・退学・休学 (中退・不登校を含む)	4.6
9	転校・転職・離職・退職 (失業を除く)	4.2
10	金銭による重大なトラブル	3.2

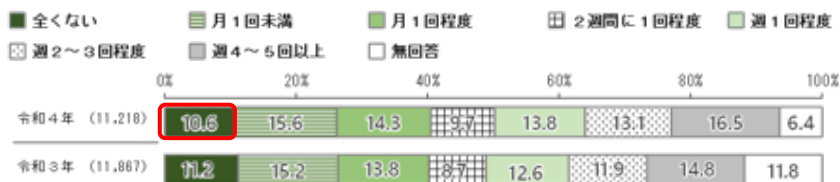
※上記は、現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事に関し、孤独感が「しばしばある・常にある」、「時々ある」又は「たまにある」と回答した人の回答割合から、孤独感が、「決してない」又は「ほとんどない」と回答した人の回答割合を差し引いた結果

## 孤立の把握方法、孤立の状況

- 孤立については、国内の先行研究などを参考に①家族・友人等とのコミュニケーション頻度(社会的交流)、②社会活動への参加状況(社会参加)、③行政機関・NPO等からの支援の状況(社会的サポート(他者からの支援))、④他者へのサポート意識(社会的サポート(他者への手助け))の状況から把握。

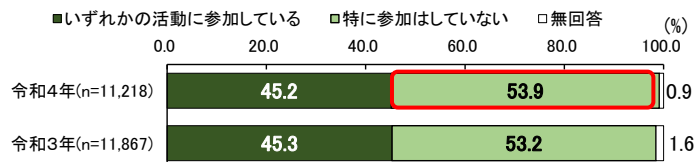
- ①家族・友人等とのコミュニケーション頻度について、同居していない家族や友人たちと直接会って話すことが全くない人の割合は10.6%となっている(図7)。

【図7】同居していない家族や友人たちと直接会って話す頻度



- ②社会活動への参加について、特に参加はしていない人の割合が53.9%となっている(図8)。なお、いずれかの活動に参加している人については、「スポーツ・趣味・娯楽・教養・自己啓発などの活動(部活動等含む)」と回答した割合が29.1%と、最も高くなっている。

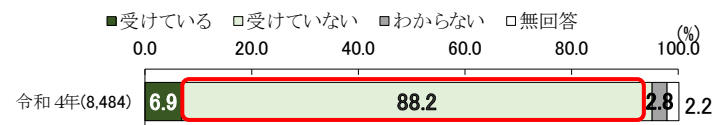
【図8】社会活動への参加状況



- ③行政機関・NPO等からの支援(注)について、支援を受けていない人の割合が88.2%となっている(図9)。なお、支援を受けている人の割合については、全体では6.9%であるが、男女ともに80歳以上でその割合が最も高く、男性は14.8%、女性は18.2%となっている。

(注)行政機関・NPO等からの支援については、日常生活に不安や悩みを感じていることが「ある」と回答した8,484人を対象として尋ねている。

【図9】不安や悩みに対する行政機関・NPO等からの支援の状況



- ④他者へのサポート意識について、まわりに不安や悩みを抱えている人がいたら、積極的に声掛けや手助けを「しようと思う」という人の割合が51.5%となっている(図10)。男女ともに16~19歳でその割合が最も高く、男性は68.1%、女性は68.4%となっている。

【図10】他者へのサポート意識



## 今後の取組

- 調査結果は、「孤独・孤立対策の重点計画」に基づく各施策の実施や、重点計画全般に関する必要な見直しの検討に活用。
- 孤独・孤立の実態をよりの確に把握できるよう、今回の調査を踏まえた必要な見直しを行った上で、令和5年においても引き続き調査を実施。



## 孤独・孤立対策の基本理念等を追加

- ✓ 今後、**単身世帯や単身高齢世帯の増加**が見込まれる中で、**孤独・孤立の問題の深刻化**が懸念される  
新型コロナウイルス感染拡大が収束したとしても、**社会に内在する孤独・孤立の問題**に対し、**政府として必要な施策を着実に実施**
- ✓ **人と人との「つながり」を実感できること**は、孤独・孤立の問題の解消にとどまらず、**社会関係資本の充実に資する**という考え方の下で、**施策を推進**  
 ※ 国連の「世界幸福度報告」によると、近年、我が国は「社会的支援（困った時にいつでも頼れる友人や親戚はいるか）」など社会関係資本に関連する指標が G7の中で下位グループに位置している
- ✓ **日常生活の場である地域など社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ**、すべての人のために、広く多様な主体が関わりながら、**人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに築けるような社会環境づくり**を目指す

## 孤独・孤立対策の更なる推進・強化

### (1) 孤独・孤立に至っても**支援を求める声を上げやすい社会**とする

- ✓ 孤独・孤立の**実態把握**を推進【孤独・孤立の実態把握、こども・若者の行動・意識に関する実態把握、在外邦人の実態把握等】
- ✓ 令和 3 年実態調査結果を踏まえ、**「予防」の観点からの施策**を推進
- ✓ 孤独・孤立への理解や機運醸成のため、**周りの方が当事者への気づきや対処をできるための環境整備等**を推進  
孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会の検討成果に沿って具体的な取組を進める【声を上げやすい・声をかけやすい環境整備等】

### (2) 状況に合わせた切れ目のない**相談支援**につなげる

- ✓ **一元的な相談支援体制、相談と支援をつなぐ体制の本格実施に向けた環境整備**に取り組む【統一的な相談支援体制の推進】

### (3) **見守り・交流の場や居場所**を確保し、**人と人との「つながり」を実感できる地域づくり**を行う

- ✓ **日常の様々な分野における緩やかな「つながり」を築けるような多様な「居場所」づくりや「居場所」の「見える化」、市民の自主的な活動やボランティア活動を推進**【地域における孤独・孤立対策のモデル構築、こどもの居場所づくりに対する効果的な支援方法等の検討、スポーツ・誰もがアクセスできる環境の整備充実等】

### (4) 孤独・孤立対策に取り組む**NPO等の活動**をきめ細かく**支援し、官・民・NPO等の連携**を強化する

- ✓ **地方における連携プラットフォームの形成に向けた環境整備（「水平型連携」を目指す）**【地域における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進】
- ✓ 官・民の連携基盤の形成に当たって、**官・民の取組の裾野を広げ、連携に参画する民の主体の多元化**を図る  
**民間企業が事業活動を通じて孤独・孤立対策に資する取組を行う形で連携に参画**を推進【孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの運営】

# 孤独・孤立対策推進法の概要

## 趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

## 概要

### 1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

### 2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

### 3. 基本的施策

- ・ 孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・ 孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・ 相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・ 関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
- ・ 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・ 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・ 孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

### 4. 推進体制

- ・ 内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・ 地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・ 協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

施行期日

令和6年4月1日

# 孤独・孤立対策における地方公共団体の役割と基本的施策

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の理解の増進等)

第九条 国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努めるものとする。

(相談支援)

第十条 国及び地方公共団体は、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(協議の促進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第十二条 国及び地方公共団体は、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(孤独・孤立対策地域協議会)

第十五条 地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援（以下この項、次条及び第十七条第二項において単に「支援」という。）に関係する機関及び団体、支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（次条第二項及び第二十一条第二項において「関係機関等」という。）により構成される孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 (略)

# 孤独・孤立施策の効果的な推進のための関係者相互間の連携と協働の促進（第11条関係）

## 趣旨

- 孤独・孤立の問題は複合的な要因によるものであり、当事者等への支援を行う者それぞれ単独での対応は困難。
- このため、国及び地方公共団体において、官・民の取組の連携・協働を図る観点から、**国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者相互間の連携と協働を促進**するために必要な施策を講ずるよう努めることについて、規定するもの。

## 地方自治体における具体の取組

### 官民連携プラットフォーム ※地域の実情に応じて組み立て

関係者間で顔の見える関係を構築し、連携・協働による効果的な施策を推進

行政機関の各部署

当事者等支援を行う  
民間団体

地域住民、地域団体

民間企業

その他関係団体

#### 取組例

- ・ 実態把握、取組方針の策定
- ・ 情報共有、相互啓発活動
- ・ 当事者等への支援
- ・ 社会資源の開発
- ・ 住民への情報発信、普及啓発活動
- ・ 人材確保・育成のための研修

#### 孤独・孤立対策地域協議会

（第15条～第19条関係）

- 当事者等支援を行う関係者で構成
- 具体の支援内容について協議
- 関係者に秘密保持義務（罰則付き）を課すなど関係者間で情報共有を円滑に行える仕組を整備

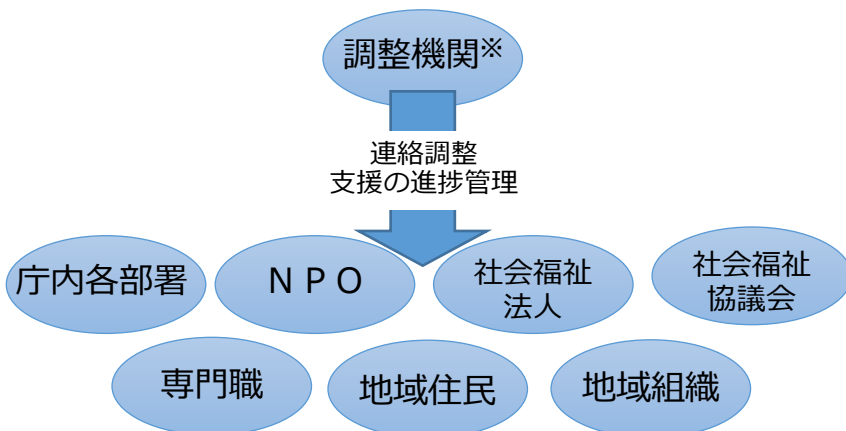
# 孤独・孤立対策地域協議会（第15条～第19条関係）

## 概要

- 複合的な要因が背景にある孤独・孤立の状態にある当事者等への支援に当たっては、**個々の状況に応じて多様なアプローチや手法による分野横断的な対応**が求められる。
- また、これまでは、関係者間で連携した当事者等への支援を行うに当たって**個人情報の共有に関するルール**がなく、現場で支障が生じたケースがあった。
- このため、**地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援に関係する機関等により構成される孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める**ものとするとともに、**関係者間で必要な情報の共有が円滑に図られるために必要な規定の整備**を行うもの。

## 孤独・孤立対策地域協議会

- ・ 必要な情報を交換し、当事者等への支援内容について協議
- ・ 協議会の従事者に秘密保持義務（罰則付き）をかけるなど、支援に必要な情報を関係者間で共有できる仕組みを整備



※調整機関は、必要に応じて協議会の構成機関等から指定できる

## 当事者等

現時点では福祉等の制度による支援の必要はないが、孤独・孤立の状態や心身の健康が悪化しないために何等かの支援をする必要があると認められるようなケースを想定。

具体例：

- ・ 死にたいという気持ちがある。両親ともに病気・障がいを持っており面倒をみているがつらい。仕事はしているが自分も精神疾患で通院中。生活全般の相談がしたい。
- ・ 定年退職後に突然、事故で妻を亡くしてしまい、一人暮らしとなった。友人が心配して訪問するも、放っておいてくれと追い帰されてしまう。家も散らかり放題で、食事也十分に摂れていない様子。

支援

既存の協議体（社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業や生活困窮者法に基づく支援会議、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者支援地域協議会など）を活用した支援も可能とする運用とする予定

# 原油価格・物価高騰等総合緊急対策における孤独・孤立対策（概ね20億円の内訳）

## 1 各種支援策を届けるための体制強化等 【内閣官房】

### ○ 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの推進

・国が地方プラットフォームの整備を後押しすることで、迅速に連携強化を実現していくと同時に、地域の実情に応じた効果的な連携の進め方のモデルを開発し、連携基盤の全国への波及を推進。

### ○ 統一的な相談窓口体制の推進

・関係団体が連携して統一的に24時間相談を受け付ける新たな窓口体制を緊急にモデルとして稼働させ、効果的な連携を推進。

### ○ 孤独・孤立対策ホームページの充実・強化

・ウェブサイトを多言語化することで、国内に居住等している外国人についても、各種の支援を受けやすい環境を緊急に整備。

10億円

## 2 孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援の拡充【関係府省】

### フードバンク支援【農林水産省】

・子ども食堂等への食品の提供を行うフードバンクの活動強化に向け、食品供給元の確保等の課題解決に資する専門家派遣等を実施。  
➢フードバンク活動強化緊急対策事業（新規） 1億円

### 住まいの支援【国土交通省】

・NPO等の居住支援法人等が実施する住宅確保要配慮者に対する入居相談や見守り等の活動への支援を実施（一部既定経費での対応）。  
➢居住支援協議会等活動支援事業(R3補正:1億円、R4当初:9億円) 3億円

### 生活困窮者等支援【厚生労働省】

・孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者等に対し、食料の提供等の支援活動を行うNPO法人等の取組を支援。  
➢生活困窮者等支援民間団体活動助成事業(R3補正:5億円) 1億円  
・NPO法人等が行う自殺防止に係る取組への支援について、交付対象を明確化した上で、追加募集を実施(※)。  
※新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(R3補正:10億円)

### 女性に寄り添った相談支援【内閣府】

・地方自治体が、NPO法人等の知見を活用して行う、コロナ禍で困難や不安を抱える女性に寄り添った相談事業等について、国が財政支援するための予算を拡充。  
➢地域女性活躍推進交付金 寄り添い支援型プラス、つながりサポート型 (R3補正:3億円、R4当初:2億円) 2億円

### 子供の居場所づくり【内閣府】

・NPO等が行う子供の居場所づくりに係る地方公共団体への支援を強化するため、補助基準額を引上げ(最高250万円→300万円)（既定経費での対応）。  
➢地域子供の未来応援交付金 (R3補正:20億円、R4当初:1億円) 3億円

## 地方版「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の推進

- 住民に身近な存在である地方公共団体において、官・民・N P O等の関係者の連携を進めるため、プラットフォームを設置した上で、その連携・協働の下、孤独・孤立対策に取り組む活動を支援する事業。
- 官民連携プラットフォームのモデル構築と、その成果を全国に共有することで、各地域の実情に応じた官民連携による孤独・孤立対策を推進。

※令和4年度実績 29団体（都道府県・政令指定都市 12団体、市区町村 17団体）

### 実施体制

- 地方公共団体の実情に応じて、プラットフォームを設置。構成団体は、新たな社会的なつながりを支援する団体を中心に選出。
- 国は委託事業者とともに、地方公共団体の活動をきめ細かく側面から支援し、調査・分析を実施。

### 実証事業

地域の実情に応じ実施

- 官民連携プラットフォームの構築 ◎
- 孤独・孤立に関する普及活動 ◎
- 支援団体間の連携による試行的事業 ◎
- 当該地域における孤独・孤立の状況把握
- 地域における担い手の把握・見える化
- 人材確保・育成を目指す研修実施 など

地方公共団体の孤独・孤立対策の取組を強化





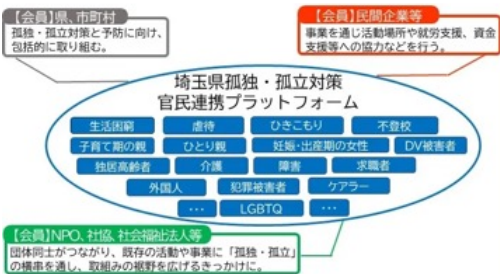
# 令和4年度 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業 実施状況

- 令和4年度は、取組団体（29団体）に対し、その取組の多様性を認めつつ、①孤独・孤立対策に関する協議体（官民連携プラットフォーム）を自治体で形成、②孤独・孤立対策を推進することについて住民への広報・周知、③事業費支援を活用した孤独・孤立対策事業の実施などを基本に取り組んでいただいた。

## 地方における官民連携プラットフォームのモデルの構築

### 新設（都道府県）

市町村や支援団体等が連携するネットワークを形成（埼玉県など）



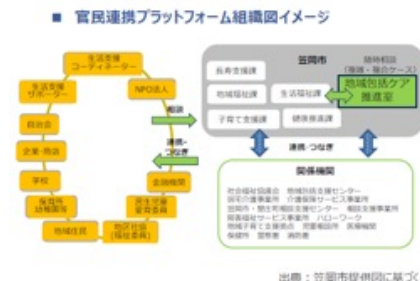
### 新設（市区町村）

住民に身近な組織が連携してプラットフォームを設立（伊勢市など）



### 既存組織の活用

既存組織を発展・拡充させてプラットフォームを形成（笠岡市など）



## 孤独・孤立対策を推進するための取組モデルの構築

### 孤独・孤立に関する普及活動

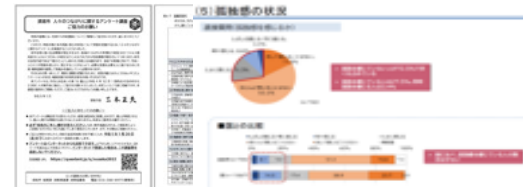
孤独・孤立フォーラムの開催（大阪府）



### 当該地域における孤独・孤立の状況把握

住民対象の実態把握調査（須坂市など）

※国の実態把握調査との比較や



### 地域における担い手の把握・見える化

相談窓口が見える化した冊子作成（伊勢市）



具体的活動に取り組むことで、プラットフォームに参加する団体相互の理解や信頼関係の醸成